

新型コロナウイルス感染症対策
BCP レベルIにおける
学生団体活動に係る
学生行動指針

旭川医科大学

(2021.12.17)

以下記載の内容を、団体所属学生全員が熟読のうえしっかりと理解し、顧問教員も含めた団体内全体で共通認識を持って対応してください。加えて、以下に示す方針に沿って希望申請する場合は、必ず、顧問教員の下承・署名を得た計画書を提出してください。

なお、今回の改定では、各学生団体代表からの要望を踏まえ、BCPレベルⅠでの活動について認められうる部分は認めた形にしています。よって、活動再開申請する（既に許可が出ているものを変更する場合を含む）場合には、この状況が今後も長期に及ぶことを考慮して、先を見越した長期スパンのスケジュールを立て、一度の希望申請で、今後のBCPレベルⅠでの活動がスムーズに行えるような計画を作成するよう工夫してください。

また、以下の指針やその他の本学の方針、所属団体が立てた計画を履行せず活動した場合、当該団体を活動停止とし、悪質な場合は該当学生を懲戒処分とせざるを得ない場合があるので、十分注意してください。

加えて、万が一クラスターが発生した場合は、課外活動はもとより、授業自体も休止せざるを得ない場合があることを各自が認識してください。

なにより、医学生として、自分と周りを守るために、徹底した感染対策をお願いします。

(1) 対面での学生団体活動再開について

対面での活動再開を希望する場合には、「学生団体における covid-19 対策評価基準（本学 BCP レベルⅠ）」（以下、「対策評価基準」という。）の内容及び本指針記載の内容に沿って、団体内でしっかりと吟味のうえ作成し、顧問教員の下承・署名を得た新様式の感染対策計画書に、計画を立てる際に参考した関係協会等のガイドラインなどを添付のうえ、学生支援課学生総務係 (gaku-stu@asahikawa-med.ac.jp) に提出することで、再開希望申請してください。

なお、学外への移動など、対策評価基準に記載があっても、そういった活動はし

ない場合は、その旨も感染対策に明記してください。

また、感染リスクが高いと言われている施設（ライブハウス、カラオケ など）での活動については許可できません。

さらに、事務的チェックー教員チェックー副学長チェックを経て活動再開許可となりますが、記載内容に疑義等ある場合は都度差し戻しとなるため、十分に余裕をもったスケジュールで希望申請してください。

1) 既に許可が出ている場合

対策評価基準を順守した活動について再開を許可します。今一度チェックリストを利用して自分達で立てた感染対策を再確認するとともに、メンバー全員及び顧問教員と共有してください。なお、追加で以下の活動を希望する場合は、改めて作成した活動計画を学生支援課学生総務係に提出して、希望申請してください。

2) 本学以外の所属メンバーがいる場合

当該メンバーの所属先の方針及び感染防止対策が、本学の対策評価基準と齟齬が無いことを団体メンバー及び顧問教員と確認・把握のうえ、その方針・感染防止対策を添付して希望申請してください。

なお、学外指導者や上述の学外メンバーを含める場合は活動人数の内数として計画書に明記してください。

3) 活動可能時間について

活動可能時間は、平日は 16 時 30 分から 21 時 00 分までの内の最大 2 時間、休日（土、日、祝日及び長期休業中）の活動は最大 2 時間におさめてください。なお、移動・準備の時間は活動時間に含めなくても構いません。

また、授業期間の昼休みに、登校を指定されている学生のみで練習することを可能としますが、練習方法などは計画書に明記し、希望申請してください。

4) 学内施設利用時間等について

a) 学内施設の学生団体活動による利用時間について

体育館、セミナー室等の学生団体活動で使用する施設の利用時間は、平日、休日（年末年始除く）を問わず、21時00分までとします。

b) 講義室の利用について

講義室については、平日授業終了後に空いている場合に限り、申請のうえ、ミーティング等に利用することを可能としますが、人数は座席数の半数以下とし、時間は21時00分までの内の最大2時間に限定します。なお、講義室利用は勉強による利用が優先であることを予め理解しておいてください。

なお、ミーティングについては、基本的にはオンラインで行うなど、感染対策のために最大限の工夫をしてください。

c) 部室の利用について

部室については団体の活動再開が許可されてから使用してください。加えて、使用時間は活動時間に合わせた時間とし、待機や交流の場としての使用はしないでください。

d) 屋内での活動について

学生玄関ロビー・談話コーナーや、廊下、階段での活動（筋トレ、ストレッチ、ランニングなど含む。）は認めません。

上述の利用可能時間を超過したり、計画外の人数や体育館の利用可能人数（全面30名、半面15名）を超えての使用、使用が認められていない場所での活動が明らかとなった場合は、当該団体の活動を当面の間禁止し、場合によっては、全ての学

生団体活動を休止することがあります。

5) 合宿について

感染終息の見通しが立つまで、合宿は禁止します。練習などを目的とした宿泊を伴う団体活動は認めません。

6) 大会へのエントリー・参加や練習試合、演奏会など

a) 大会やコンテストへのエントリー・参加について

体育系、文化系問わず、各種大会やコンテスト(以下、「大会等」という。)へのエントリー・参加は、原則として、中央団体等全国組織及びその下部組織(以下、「全国等組織」という。)により主催されたもので、感染対策が十分とられていることを、団体メンバー全員とその顧問教員がしっかり確認・把握している場合に許可します。なお、学生主体で主催する大会等の場合、実施団体として明確に組織化されており、かつ、しっかりとした感染対策を講じていて、その内容が本学の対策評価基準と齟齬が無いことを団体メンバー全員と顧問教員が確認・把握している場合に、全国等組織による主催でなくても参加可能とします。

加えて、大会等への参加のため、どうしても必要な場合に限り、特例として宿泊を認めます。なお、宿泊する際にはシングルの利用を強く推奨します。

については、大会等へのエントリー・参加は、そもそもの活動許可が下りていることに加え、顧問教員の下承を得た以下のものを大会等へのエントリーの前に学生支援課学生総務係に届け出てください。

- 参加・エントリーしようとしている大会等の実施要項及び感染対策が明記されている資料

- 顧問教員が参加を了承していることがわかる資料

(大会実施要項(主催団体の詳細がわかるもの)に、顧問教員が参加

を認める旨を記載のうえ、署名（自著）した資料。）

大会等のエントリー・参加については、「許可申請」ではなく、そもそもの活動許可が出ていることを条件とした「届出」の手続きとします。

なお、大会終了後は顧問教員と学生支援課学生総務係にその旨報告してください。

ただし、次の場合は許可できません。

- 緊急事態宣言下の地域やまん延防止等重点措置区域など感染の危険性が高い地域で開催される大会等や、当該地域に滞在等（移動上の経路地である場合は除く）が必要となる大会等

b) 自主演奏会について

学内音楽系団体における演奏会（音楽系団体同士が連携して実施するもの含む）を認めます。ただし、会場として利用する施設の利用許可を予め得たうえで、関係協会等のガイドラインも参考にして、演奏者の構成人数・配置、観客の人数、座席の配置などの感染対策を作成し、会場施設における感染対策や、参考としたガイドライン等を添付のうえ、希望申請すること。

なお、学内で行う場合、ロビーや談話コーナーでの演奏は認めません。事前に許可を得てセミナー室5や学生食堂で行ってください。また、待機等もメイン会場内で完結できるように計画してください。

また、病院内での演奏会等は、感染が終息しBCPが0に戻るまでは認められません。

c) 練習試合について

競技種目等の態様に応じた感染対策を関係協会等のガイドラインも参考にして作成のうえ計画書に記載し、希望申請してください。

なお、本学体育館を会場とする場合には、定められた人数（フルコート使用は30名まで、ハーフコート使用は15名まで）以内での入館とし、休憩等も体育

館内で完結するように計画してください。その他の部屋を待機室として利用することは認めません。

(2) トレーニングコーナーの利用について

トレーニングコーナーについては、学生有志で作成した運用に従って、感染に十分留意して利用してください。

(3) その他

上記以外の行動指針については、現在出ている方針に沿って行動してください。
なお、冒頭にも記載していますが、大学からの方針や通知に反した場合や、感染対策を怠った活動をした場合は、活動停止や廃部などのペナルティを課すことがあります。

以上